

平成 25 年 度

事 業 計 画

地 方 競 馬 全 国 協 会

# 平成25年度事業計画

## I 事業運営の基本的考え方

### 1. 地方競馬をめぐる情勢

地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の経営は、長期低迷する景気や趣味及びレジャーの多様化等の社会状況の変化を背景に、平成3年度以降売上が低迷し、引き続き厳しい状況にある。

このような中で、地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、競馬活性化計画に沿って、ダートグレード競走の共同広報事業とともに地方競馬共同トータリゼータシステム（以下「共同T Z S<sup>①</sup>」という。）の構築等を実施した。加えて、平成23年度から平成24年度の2年間にわたり、協会の積立金を活用した緊急対策事業を実施し、主催者のインフラ整備等の支援を行い、さらには共同利用施設として地方競馬統合ネットワークシステム（以下「統合NW<sup>②</sup>」という。）を協会自らが整備した。

また、平成24年10月から中央競馬在宅投票システムを利用した地方競馬の発売（以下「IPAT発売<sup>③</sup>」という。）が開始され、平成25年からは地方競馬施設での中央競馬の発売が予定される等、地方競馬と中央競馬の連携協調が大きく進展している。

一方、これらの取組みにもかかわらず、平成23年度には荒尾競馬が、平成24年度には福山競馬が廃止されるという残念な事態も発生している。

### 2. 平成25年度の目指すべき方向

平成24年度には、3年をかけて実施してきた共同T Z Sへの移行がすべて完了した。その結果、複数場の場間場外発売が促進される環境が整うとともに、中央競馬との相互発売体制も構築された。

また、平成24年6月に行われた競馬法改正により、競馬活性化計画に基づく支援措置である競馬活性化事業が平成29年度まで5年間延長されるとともに、払戻率の弾力化<sup>④</sup>が盛り込まれた。

各主催者は、整備された共同T Z Sや統合NW等の共通インフラを最大限活用し、売上向上及び収益確保のための経営改善策を推進できることとなった。

一方、協会財政は平成23・24年度の緊急対策事業等への支出により厳しい状況となっている。協会は、限られた財源を効果的に活用し、主催者の経営改善、ひいて

---

① 各主催者が個々に所有・運用していた、発売・払戻・オッズ計算等勝馬投票券発売のためのシステムを全国で一つに集約した共通インフラ。

② 投票系・映像系・競走系の各データを全国で一つのネットワークに集約した共通インフラ。

③ IPATは中央競馬の電話投票システムの名称で、共同TZS構築により中央競馬の開催日及び非開催日にIPATで地方競馬が購入できる。

④ 馬券的中者に対する払戻金について、主催者ごと、賭式ごと、競走ごとに一定の範囲内（70%以上農林水産大臣が定める上限まで）の払戻率を設定できるようにするもの。

は地方競馬のさらなる活性化に向けて、①中央競馬との連携協調、②お客様の利便性向上、③地方競馬主催者間の連携の推進に重点的に取組んで行く。また、競馬の公正確保及び開催業務の円滑な実施、馬の改良増殖、畜産の振興及び競走馬生産振興に資する事業を着実に実施していく。

## II 事業計画

### 競馬事業に関する重点的取組

#### 1. インフラ整備事業

##### (1) 共同T Z S整備事業

払戻率弾力化に対応するため、共同T Z Sの整備に対し支援する。

##### (2) 国内競馬データベースシステム<sup>⑤</sup>整備事業

現行の地方競馬情報処理システム（以下「R I N C S II<sup>⑥</sup>」という。）は平成25年度にリニアアップを迎える。そのため、従来の操作性や仕様を維持しつつ、中央競馬との相互発売における情報提供にも資することのできる、新たな機能を備えたシステムの整備に対し支援する。

##### (3) 映像ストリーム配信システム整備事業

現行の地方競馬映像マルチプラットフォームシステム（以下「映像M P F<sup>⑦</sup>」という。）が平成25年度にリニアアップを迎える。そのため、新たな次期映像ストリーム配信システムの整備に対し支援する。

#### 2. 中央競馬との共同広報事業

共同T Z Sの構築により実現可能となった地方競馬と中央競馬との相互発売にかかる中央競馬との共同広報事業として、以下の事業に対し支援する。

##### (1) I P A Tの発売対象となる地方競馬基幹競走<sup>⑧</sup>のスポーツ紙への馬柱掲載

##### (2) 基幹競走等の競馬専門誌を活用した定期的な情報提供

##### (3) 地方競馬で行われるダートグレード競走等のグリーンチャンネル<sup>⑨</sup>での配信

##### (4) 地方競馬施設における中央競馬の勝馬投票券の発売に関する情報提供

##### (5) 競馬への新規参入者獲得のための若年層等を対象とした共同アプローチ

### 着実に進める取組

#### 1. 地方競馬の活性化及び地方競馬の経営改善に対する支援

##### (1) 全国的な視点での地方競馬の開催日程等に関する調整・助言

運営委員会及び地方競馬活性化会議を通じ、主催者間における開催日程及び番組編成等競馬の開催に関して調整又は助言を行う。また、地方競馬活性化会議において地方競馬の振興に係る諸施策の調整等を行う。

<sup>⑤</sup> H25年度に構築予定のデータベースシステムであり、現行のRINCS IIの仕様・構成を基本的に踏襲した新システム。

<sup>⑥</sup> 共通インフラの一つで、競走馬の登録・入退厩・各種競走データ・賞典支払等にかかる競走系専用のデータ情報システム。

<sup>⑦</sup> 共通インフラの一つで、主催者及び協会のホームページ等でライブ及びオンデマンド配信を行うことのできるレース映像集配信システム。

<sup>⑧</sup> IPAT 発売の対象となる地方競馬のダートグレード競走等の重賞競走をいう。

<sup>⑨</sup> スカパー局（Sky PerfecTV：CS放送）での中央競馬放送。

併せて、開催日程の調整に関する効果等についての調査、研究を行う。

(2) 主催者の活性化事業への支援等

主催者が新たな競馬活性化計画に基づいて行う取組に対し支援するとともに、主催者の経営改善に資するため、競馬実施事務の受託等新たな業務や活性化に向けた取組を補完するための調査、啓発事業を行う。

(3) 情報提供の充実

広域場間場外発売の推進やインターネット投票の拡充を図るため、勝馬投票券購入の参考となる各種の情報提供の充実に努める。

## 2. お客様に対する情報提供の推進

(1) 各競馬場の出走表、オッズ及びレース結果等のリアルタイム情報を協会ホームページに反映し、インターネット投票等における勝馬投票券購入の参考となる競走情報を提供する。また、これらの情報を広報システム<sup>⑩</sup>を活用して新聞等のマスコミ各社へも提供する。

(2) 地方競馬の月別開催日程、各地の重賞競走やイベント情報、ダートグレード競走の展望やレースハイライト、地方競馬に関する各種連載や特集コーナーを盛り込んだオンラインマガジン「WEBハロン」を中心に、協会ホームページの充実を図り、積極的な情報発信に努める。

(3) 全地方競馬場のレースライブ映像及びオンデマンド映像を協会ホームページ上で発信する。

(4) ダービーウイークや未来優駿等のシリーズ競走等について、お客様への認知、参加意欲の向上を促すための周知広報を実施する。

(5) 地方競馬の話題や各競馬場における出来事を積極的にニュースリリースする。

(6) 年間の成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の全国表彰式典（NARグランプリ）を実施する。

## 3. 競走の体系化・番組編成の統一化の推進

(1) ダート競走の体系化

① ダートグレード競走体系の充実

JBC競走（Jpn I）を頂点とするダートグレード競走体系の充実を図るための各種検討・協議を行うとともに、JBC競走に対する支援を行う。加えて、ダートグレード競走への有力馬の出走意欲を促進するための取組を実施する。

---

<sup>⑩</sup> RINCSⅡの業務系データをマスコミ向けに編集加工して配信するシステムで、新聞社が馬柱欄等の作成のために利用している。

② ダービーウイークの実施

ジャパンダートダービー（Jpn I）に向けた地方競馬の3歳重賞体系を整備するため、ダービーウイーク（DW）を設定し、全国6か所の地方競馬場で実施する。

③ 未来優駿の実施

全日本2歳優駿（Jpn I）に向けた地方競馬の2歳重賞体系を整備するため、未来優駿を設定し、全国7か所の地方競馬場で実施する。

④ 牝馬体系の拡充

地方競馬への牝馬の入厩促進を図るため、牝馬限定戦の拡充を図るとともに、各年齢区分において牝馬重賞競走シリーズ（グランダムジャパン：GDJ）を実施する。

（2）特色ある競走の実施

① スーパージョッキーズトライアル（SJ T）の実施

JRAが実施するワールドスーパージョッキーズシリーズ（WSJS）への地方競馬代表騎手の選定を行うため、地方競馬トップジョッキーによる競走を実施する。

② スーパースプリントシリーズ（SSS）の実施

オープン級の超短距離競走を全国各地で実施し、異能の個性派スターホースの発掘を図る。

（3）魅力ある競馬の提供

魅力ある競馬を提供するためには、競馬番組面での工夫や、地方競馬間の人馬資源の有効活用も必要である。そのため、引き続き騎手の流動化や交流競走の活発化を図るとともに、競馬番組に関する調査、検討を行う。

#### 4. 地方競馬の開催に不可欠な公正確保と開催業務の円滑な実施

（1）厩舎関係者の不祥事発生防止対策については、主催者が行う公正確保対策委員会や厩舎関係者を対象とした公正確保に係る研修会等に講師を派遣し、不祥事の発生防止に取り込む。

（2）厩舎関係者の全国団体が行う公正確保に係る研修会等に講師を派遣し、又は助成する。

（3）馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行う。

（4）主催者が行うきゅう務員の設置認定に協力する。

（5）調教師、騎手並びにきゅう舎関係者（きゅう務員等）の養成及び新人騎手の教育については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員について、事件、事故等の発生状況に応じ、競馬場及び地方競馬教養

センター等において研修を実施する。

- (6) 地方競馬の開催に際し、裁決・発走等の競馬実務を担当する専門職員を主催者の要請に応じ競馬場に派遣する。また、主催者職員等の競馬実務に係る研修を実施する。
- (7) (公財)競馬保安協会が行う馬主及び厩舎関係者等に係る調査事業、(公財)競走馬理化学研究所が行う禁止薬物等の検査事業、(財)地方競馬共済会が行う厩舎関係者の共済事業及び全国公営競馬獣医師協会が行う競馬関係獣医師の研修事業に対し助成する。
- (8) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。
- (9) 馬主並びに競走馬確保に係る調査及び検討を行う。
- (10) 地方競馬教養センターの施設の有効利用に関して検討する。
- (11) ダートグレード競走等地方競馬の発展に資すると認められる競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し理事長賞を授与する。

## 5. 畜産振興事業に対する補助

- (1) 畜産振興補助事業の実施に当たっては、補助の合理的かつ有効性の観点に立ち、必要な事業を重点化して行うこととし、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即した次の事業について、その経費を補助する。
  - ① 馬（軽種馬を除く。）の登録の推進、優良種雄馬及び農用種雌馬の導入、生産奨励金交付等の馬の改良増殖推進事業
  - ② 酪農及び肉用牛経営等の畜産農家全般に対する経営指導を行うための経営診断、調査及び情報の収集・提供等の畜産経営技術指導事業
  - ③ 馬全般の生産・衛生及び防疫等の調査・研究・指導等の畜産経営合理化事業
  - ④ 馬事・畜産に係る知識及び食育を消費者に普及させるための啓発事業
- (2) 事業の透明性の確保と効果的な実施を図るため、外部の委員で構成する第三者委員会において、事後評価等の審議を行う。

## 6. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬施行の円滑な推進に資するため、競走馬の生産地における次の生産振興・流通対策等の事業について、その経費を補助する。

- ① 軽種馬の登録、生産改良対策等の競走馬の改良増殖推進事業
- ② 新馬流通促進事業（平成23年度～25年度）
- ③ 軽種馬の生産育成地等における繁殖馬及び育成馬への予防接種を行う防疫衛生対策事業

- ④ 生産の振興を図るための効果的な土地利用対策、優良繁殖馬の導入、軽種馬生産・経営指導者等の養成、軽種馬の海外販路拡大のための流通促進対策等の経営基盤強化対策事業

## 7. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助（国庫補助事業）

馬の生産農家をはじめとする関係者が一体となって馬産地の活性化に向けて取り組む次の事業について、その経費を補助する。

- ① 馬の生産者等が生産方法の改善のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する経営指導、経営・生産技術研修を行う馬生産高度化事業
- ② 馬の生産者等が他作物との経営の複合化又は他作物への転換のためにリースによる機械等の導入、馬生産者等に対する複合化又は他作物への転換のための経営指導、経営・生産技術研修を行う馬経営複合化事業
- ③ 馬生産者の経営継続のため、長期・低利資金を融通する融資機関への利子補給等を行う馬経営基盤強化資金融通事業
- ④ 馬の流通活性化を図るための計画の策定、市場流通を促進するための情報開示・資質向上の取組、新規販路の開拓のための取組、その他流通活性化計画の実施のための取組を行う馬流通活性化事業

## 8. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、国際競馬統括機関連盟（IFHA）総会等への出席、国際招待競走等への出走に係る海外の競馬関係者との連絡・調整、地方競馬に関する各種統計資料・情報の提供等を行う。

## 9. 監査の実施

補助事業及び助成事業の適正化と効率化を図るため、これらの事業に係る監査を実施する。なお、畜産振興補助事業にあつては、監査法人による業務監査を併せて実施する。

また、協会業務の適正かつ能率的な運営に資するための内部監査を監事監査と連携して実施するほか、事業運営の一層の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。